

## 告 示

### 埼玉県告示第五百七十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

#### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

#### 三 作業地域

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所管内荒川（埼玉県上尾市、川越市、さいたま市西区）

#### 四 作業期間

令和五年四月十日から令和五年十月三十一日まで